

中期目標（案）について

第1 理念及び目標

1 理念

<「知と美」の探究と創造>

尾道市は、古くから瀬戸内の要衝として経済的な発展を遂げるなかで、美しい風光を背にすぐれた芸術文化を生み出し継承してきた。このような尾道の地の特性を生かして設立された尾道市立大学は、経済情報学部と芸術文化学部の2学部をもち、芸術文化学部には日本文学科と美術学科の2学科をおく公立大学である。尾道市立大学は、このような学部・学科構成の特徴を生かしつつ、人と情報が集まって「知と美」を探究する場、そのなかで新たな「知と美」を創造しその成果を社会に発信する場、そして学問と人間的触れ合いを通じて有為な人材を育成する場となることによって、学術・文化の向上と社会の発展に貢献する。

2 目標

<教育：培う尾道市立大学>

尾道市立大学は、専門分野における確かな知識と能力、そして豊かな教養と広い視野をもち、地域社会及び国際社会に貢献し得る人材を育成する。このため、本学の特色である少人数教育の利点を生かしつつ、「教学半」(教うるは学ぶの半ば)の精神のもと、教員と学生が人間的触れ合いのなかで共に学び、「知と美」に対する強い好奇心と探究心、しっかりした基礎学力と高い専門能力、そして豊かな人間性を培う教育を実践する。

<研究：拓く尾道市立大学>

尾道市立大学は、実り豊かな教育には不断の研究とそれによって培われた基盤が必要であるとの考え方に基づいて、新しい「知と美」の地平を切り拓く創造的な研究を目指す。このため、すべての構成員が対等の立場で相互に協調し啓発し合い、異分野間の協働及び外部組織との連携を積極的に進めながら、「知と美」の創造へ向けた学術研究を実践する。

<社会貢献：活かす尾道市立大学>

尾道市立大学は、教育と研究を通して培い拓いた「知と美」の成果を絶えず外部に発信することによって、それらが社会に活かされることを目指し、社会からの信頼と期待に応えていく。このため、地域社会との連携を図りつつ、世界的視野をもって教育研究に取り組み、有為な人材を社会に送り出すとともに独創的な研究成果を国内外に向けて発信する。また、国際交流や留学生教育などにより、大学の国際化を積極的に推進する。

第2 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成24年4月1日から平成30年3月31日までの6年間とする。

第3 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、次の学部及び研究科を置く。

学部	経済情報学部及び芸術文化学部
研究科	経済情報研究科、日本文学研究科及び美術研究科

第4 教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育の質の向上に関する目標

(1) 質の高い教育課程の編成

大学の理念及び目標を実現するため、教養教育と学部専門教育の密接な連携といっそうの充実を図り、質の高い体系的な教育課程を編成する。

(2) 幅広い視野と豊かな人間性をもち、国際的に通用する人材の育成

教養教育により、幅広い視野と豊かな人間性を涵養し、グローバル化が進展する時代の潮流のなかで、国際社会に通用するコミュニケーション能力を身につけた人材を育成する。

(3) 専門的知識と能力を身につけ、社会に貢献できる人材の育成

各学部の理念と特色を活かした専門教育により、確かな基礎学力の上に高度な専門的知識と能力を身につけ、社会に貢献できる人材を育成する。

(4) 学習効果向上のための環境整備

学生の学習効果を高めるため、授業内容や授業方法の改善を図るとともに、全学情報化に向けた情報インフラの整備や、教育施設等の整備を進める。さらに、学生が自主的かつ主体的に学習に取り組むことができるよう、学習環境や学習支援体制を整備する。

(5) 教育力の向上

教育力の向上及び授業の改善を図るため、各学科の特性に応じたファカルティ・ディベロップメントを恒常に実施する。さらに、学生による授業評価の方法やその有効な利用の仕方について再検討する。

ファカルティ・ディベロップメント	教員が教育内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取り組みの総称
------------------	------------------------------------

(6) 学生の受け入れ

アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）及びディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を明確にし、この方針に沿って適切に学生を受け入れるための体制を整備する。また、尾道市立大学の学部・学科の特色を明確に打ち出し、効果的な広報を行う。

(7) 大学院教育

それぞれの専門分野における高度な専門的知識と能力に加えて、国際的な視野をもち、広く社会や文化の発展に貢献できる高度専門職業人や研究者を養成する。また、留学生や社会人の受け入れを積極的に行い、教育研究の多角的な深化・発展を目指す。

2 研究の質の向上に関する目標

(1) 研究の活性化

研究の活性化を目指して、個々人の研究活動や学内外での研究交流を積極的に展開するとともに、外部資金の積極的な獲得と活用に努める。また、地域のさまざまな課題に応える実践的な研究も推進する。そして、それらの成果を教育に反映させるとともに、社会に還元する。

(2) 研究の支援体制の整備

教員の研究活動を促進するため、研究の支援体制を整備するとともに、教員の研究能力の向上に資する取組を進める。サバティカル制度（教員が一定期間研究に専念する研究制度）の導入についても検討する。

サバティカル制度

教員の教育及び研究等の能力を向上させることを目的として、教育、校務及び社会連携活動に係る職務の全部又は一部を一定期間免除し、自らの研究に専念させる制度

(3) 研究成果の評価

研究の経過や成果を定期的に評価し、その評価結果に基づいて研究の質の向上を図るための体制を整備する。

3 学生への支援に関する目標

(1) 学習の支援

履修指導、学習支援、進路相談等を適切に行い、学生の進路や達成目標に沿った履修が十分に行える環境づくりを行う。

(2) 学生活の支援

学生が心身とも健康で充実した大学生活を送ることができるように、学習、生活環境、課外活動等さまざまな面での支援内容の充実に努め、学内外における学生の自主的活動の促進を図る。

(3) キャリア形成の支援

就職、大学院進学、国家資格取得等、学生のキャリア形成に対する支援体制の充実を図る。

第5 地域貢献及び国際交流に関する目標

1 地域貢献に関する目標

(1) 地域社会との連携・協働

地域総合センターを中心的な窓口として、企業、諸団体、学外教育研究機関等との連携・協働を推進し、地域から実践的な課題を学ぶとともに、大学が持つ多様な知的資源を地域に還元することで、経済、文化、教育等の発展に貢献し、それによって尾道市の「知と美」の拠点としての尾道市立大学の地位を確立する。

(2) 地域での人材育成と学習機会の提供

地域との活発な交流を促進し、地域の人材育成に対する多様で積極的な取組を行う。また、公開講座の実施、社会人の受け入れ等を行い、市民に生涯学習の機会を提供する。

2 国際交流に関する目標

(1) 国際交流の促進

尾道市の国際交流の拠点の一つとなることを目指して、海外学術交流協定大学との連携やその他の国際交流活動を進め、本学と海外大学・諸機関との人材交流を推進する。

(2) 体制の整備等

国際交流の窓口となる国際交流センターを設置することによって、国際交流を促進し、本学と海外大学・諸機関との人材交流に関する支援体制の充実を図る。

第6 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 迅速な意思決定

理事長のリーダーシップの下で、迅速な意思決定を行い、速やかに実行していく組織体制を構築する。

(2) 教育研究組織の見直し

教育研究の内的深化発展又は外的要請にも柔軟な対応ができるように、課題の把握と改善に取り組む。

(3) 業績評価制度の構築

教職員の意欲向上及び大学運営の質的向上を図るため、業績評価制度を構築するとともに、その評価が適正に反映される処遇制度を検討する。

(4) 柔軟な人事制度の構築

大学機能の充実・活性化及び法人運営の効率化を進めるために、多様な雇用形態、勤務条件、給与等、柔軟な人事制度の改善に努める。

第7 財務内容の改善に関する目標

(1) 外部資金等の獲得

外部資金の獲得、大学の特性を活用した事業の展開等による自主財源の確保に取り組む。

(2) 事務処理の効率化

事務の集中化、全学情報化等により、事務処理の効率化を図るとともに、業務内容の変化に柔軟に対応して、定期的な業務改善や事務組織の見直し等に取り組む。

(3) 経費の抑制

予算執行の弾力化・効率化、管理的業務の簡素化・合理化、契約方法の改善等により、管理運営経費の抑制を図る。

第8 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

(1) 自己点検・評価の実施

自己点検・評価、外部評価を定期的に実施し、その評価結果を教育研究及び業務運営に反映させる。

(2) 情報公開の推進

説明責任を果たし、大学運営の透明性を確保するため、教育研究や業務運営に関して積極的かつ迅速な情報公開を行う。

第9 その他業務運営に関する重要目標

(1) 施設・設備の整備と維持管理

教育研究環境を改善するため、施設・設備の適正な維持管理、計画的な整備・改修を進めるとともに、施設設備の有効活用を図る。

(2) 安全管理体制の整備

各種災害等の防止のためのリスク管理体制を整備するとともに、その防止に関する総合的な対策を推進する。

(3) 情報管理体制の整備

情報セキュリティポリシーに基づく運用体制により、情報セキュリティを充実・強化する。

情報セキュリティ -ポリシー	組織における情報資産の保護対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの
-------------------	---

(4) 法令遵守の推進

内部監査体制の整備及び法令遵守の徹底により、業務運営の適正化を図る。